

装置型式指定規則、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等 の一部改正について

1. 背景

自動車の安全・環境基準について、国際的な整合性を図り自動車の安全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成10年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、平成27年7月の中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第三次答申）」を受け、協定規則のうち、新たに「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第51号）」（以下「協定規則第51号」という。）を採用することとしました。また、協定規則第51号の導入と併せて、四輪自動車及び二輪自動車ともに、新車時の近接排気騒音規制及び定常走行騒音規制が廃止するとともに、使用過程車において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を採用することとなりました。

さらに、使用過程車において、加速走行騒音を有効に防止するものであることが明らかでない消音器への改造又は変更（交換）を禁止することとなりました。

これらを受けて、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

（1）細目告示等の改正

騒音防止装置（細目告示第40条、第118条、第196条、第252条、第268条、第284条関係）

I. 協定規則第51号採用関係

【適用範囲】

普通自動車、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下「協定規則第51号対象車」という。）

【改正概要】

協定規則第51号の技術的要件に適合することを義務付けます。

イ. 市街地加速走行騒音要件

- ・ 加速走行騒音試験法について、協定規則第51号に定める市街地の走行実態を踏まえた加速走行騒音試験法を導入します。
- ・ 規制値については、別添の表1（車種別規制値）及び表2（特殊な構造を有する

車両の規制値) に示す協定規則第 51 号と同様の規制値とします。なお、規制値はフェーズ 1、フェーズ 2 と 2 段階で強化されます。

ロ. 追加騒音規定 (A S E P) 要件

- ・ 新たな加速走行騒音試験法の試験条件から外れたエンジン回転数で走行する場合に不適当な騒音の上昇を抑えることを目的として、乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び技術的 maximum 許容質量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車に対し、追加騒音規定を適用します。

ハ. 圧縮空気騒音要件

- ・ 空気ブレーキを装着した技術的 maximum 許容質量 2.8 トンを超える車両に対して、ブレーキ作動時等の騒音を低減するため、圧縮空気騒音規制を導入します。圧縮空気騒音の規制値は 72dB とします。

二. 定常走行騒音規制の廃止

- ・ 協定規則第 51 号の導入により、定常走行騒音の規制効果が確保されることから、協定規則第 51 号の適用にあわせて、定常走行騒音規制は廃止します。

ホ. 新車時の近接排気騒音規制の廃止等

- ・ 協定規則第 51 号においては、新車時には近接排気騒音の測定のみを行っているため、新車時の近接排気騒音規制は廃止し、測定のみを行うこととします。

【適用時期】

	市街地加速走行騒音のフェーズ 1 (改正概要のロ. ハ. 二. ホ. を含む)	市街地加速走行騒音のフェーズ 2
新型車 (輸入自動車を除く)	平成 28 年 10 月 1 日以降	平成 32 年 (N2 カテゴリー※) にあつては平成 34 年) 9 月 1 日以降
上記以外の自動車 (継続生産車等)	平成 34 年 (N2 カテゴリー) にあつては平成 35 年) 9 月 1 日以降	平成 34 年 (N2 カテゴリー) にあつては平成 35 年) 9 月 1 日以降

※N2 カテゴリーについては、別添表 1 を参照

II. 二輪自動車等の新車時における近接排気騒音規制の廃止関係

【適用範囲】

二輪自動車等 (二輪自動車及び二輪の原動機付自転車 (総排気量が 50cc を超えるもの又は最高速度 50km/h を超えるものに限る。)) をいう。以下同じ。)

【改正概要】

二輪自動車等についても、協定規則第 51 号と同様に新車時の近接排気騒音規制を廃止し、新車時に測定のみを行うこととします。

【適用時期】

新型車（輸入自動車を除く。）：平成 28 年 10 月 1 日以降

上記以外の自動車（継続生産車等）：平成 33 年 9 月 1 日以降

Ⅲ. 使用過程車の近接排気騒音規制の相対値化関係

【適用範囲】

協定規則第 51 号対象車及び二輪自動車等

【改正概要】

使用過程車に対する近接排気騒音規制は、これまで車両の種別毎に一律の規制値を設けて規制する手法（以下「絶対値規制」という。）により行っていましたが、車両の型式毎に新車時に測定された値と同等の近接排気騒音値を求める規制手法（以下「相対値規制」という。）に移行します。ただし、これまで絶対値規制が適用されていた使用過程車については、相対値規制を遡及適用せず、従前通り、絶対値規制を適用します。

また、純正マフラーを現行のマフラー性能等確認制度等により性能等が確認されたマフラーに交換したものにあっては、当面、絶対値規制を継続することとします。

【適用時期】

- 協定規則第 51 号対象車：協定規則第 51 号採用関係のフェーズ 1 適用時期と同じ

- 二輪自動車等：二輪自動車等の新車時における近接排気騒音規制の廃止関係適用時期と同じ

Ⅳ. 使用過程車の消音器の改造防止関係

【適用範囲】

協定規則第 51 号対象車及び二輪自動車等

【改正概要】

使用過程車において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を採用することに伴い、使用過程車において、加速走行騒音を有効に防止するものであることが明らかでない消音器への改造又は変更（交換）を禁止することとします。

【適用時期】

- 協定規則第 51 号対象車：協定規則第 51 号採用関係のフェーズ 1 適用時期と同じ

- 二輪自動車等：二輪自動車等の新車時における近接排気騒音規制の廃止関係適用

時期と同じ

(2) 装置型式指定規則の改正

協定規則第 51 号の採用に伴い、相互承認の対象となる特定装置を追加等するため、型式指定規則第 2 条（特定装置の種類）及び第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行うこととします。

【改正概要】

○ 第 2 条（特定装置の種類）

「四輪自動車の車外騒音に係る協定規則（第 51 号）」の採用に伴い、「騒音防止装置」の対象自動車の範囲を見直します。

○ 第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

「騒音防止装置」は「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第 51 号）」に基づき認定されたものについて、型式指定を受けたものとみなすこととします。

(3) その他

協定規則第 51 号の採用に伴い、道路運送車両法関係手数料規則[※]において、実費を勘案して騒音防止装置に係る試験のうち協定規則第 51 号に係る試験の手数料を規定することとします。

※道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）の施行に伴い、新たに制定された省令。自動車の型式指定等に係る基準適合性を審査するために必要な試験の費用等を定めている。

3. スケジュール

施行：平成 28 年 4 月 20 日

※ 協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_Jun15.html

表 1 車種別規制値

(単位：dB)

カテゴリー	専ら乗用の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2
M1 カテゴリー 乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車	PMR ^{※1} が 120 以下のもの	72	70
	PMR が 120 を超え 160 以下のもの	73	71
	PMR が 160 を超えるもの	75	73
	PMR が 200 を超え、乗車定員が 4 人以下、かつ、R ポイント ^{※2} の地上からの高さが 450mm 未満のもの	75	74
M2 カテゴリー 乗車定員 9 人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量 ^{※3} が 5 トン以下のもの	技術的最大許容質量が 2.5 トン以下のもの	72	70
	技術的最大許容質量が 2.5 トンを超え、3.5 トン以下のもの	74	72
	技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、最高出力が 135kW 以下のもの	75	73
	技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、最高出力が 135kW を超えるもの	75	74
M3 カテゴリー 乗車定員 9 人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超えるのもの	最高出力が 150kW 以下のもの	76	74
	最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの	78	77
	最高出力が 250kW を超えるもの	80	78
カテゴリー	貨物の運送の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2
N1 カテゴリー 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トン以下のもの	技術的最大許容質量が 2.5 トン以下のもの	72	71
	技術的最大許容質量が 2.5 トンを超えるもの	74	73
N2 カテゴリー 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、12 トン以下のもの	最高出力が 135kW 以下のもの	77	75
	最高出力が 135kW を超えるもの	78	76
N3 カテゴリー 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 12 トンを超えるもの	最高出力が 150kW 以下のもの	79	77
	最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの	81	79
	最高出力が 250kW を超えるもの	82	81

※1 車両の最高出力（協定規則第 85 号に規定された方法で測定した値）を協定規則第 51 号に規定する試験時重量で除した値

※2 運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点

※3 安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの

表 2 特殊な構造を有する車両の規制値

特殊な構造	適用する規制値
<p>N1 カテゴリーから派生した M1 カテゴリーの車両（技術的最大許容質量が 2.5 トンを超え、かつ、R ポイントの地上からの高さが 850mm を超えるものに限る。）</p> 	<p>技術的最大許容質量が 2.5 トンを超える N1 カテゴリーの規制値を適用する</p>
<p>オフロード仕様の車両（ただし、M1 カテゴリーの車両にあっては技術的最大許容質量が 2 トンを超えるものに限る。）</p> 	<p>M3 カテゴリー及び N3 カテゴリーについては、規制値に+2dB、その他のカテゴリーにあっては、規制値に+1dB とする</p>
<p>車いすを収容するために製造・変更された M1 カテゴリーの車両及び防弾性能を有した車両</p> 	<p>規制値に+2dB とする</p>
<p>M3 カテゴリーの車両であって、ガソリンのみを燃料とするもの</p> 	<p>規制値に+2dB とする</p>
<p>技術的最大許容質量が 2.5 トン以下の N1 カテゴリーの車両で、排気量が 660cc 以下、最高出力を技術的最大許容質量で除した値が 35kW/t 以下、フロントアクスル中心と R ポイントとの水平距離が 1,100mm 未満のもの</p> 	<p>技術的最大許容質量が 2.5 トンを超える N1 カテゴリーの規制値を適用する</p>
<p>N1 カテゴリー及び N1 カテゴリーから派生した M1 カテゴリーの車両であって、技術的最大許容質量が 2.5 トン以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300~1,500mm の間にあり、排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であって後輪駆動のもの</p> 	<p>技術的最大許容質量が 2.5 トンを超える N1 カテゴリーの規制値を適用する（フェーズ 1 に限る。）</p>